

○青森県立高等学校授業料等徴収条例

昭和四十年三月三十一日

青森県条例第七号

[青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料徴収条例] をここに公布する。

青森県立高等学校授業料等徴収条例

(昭四一条例八七・平二四条例四六・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、県立高等学校の授業料、受講料、聴講料、入学料及び入学者選抜手数料（以下「授業料等」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭四一条例八七・平二四条例四六・一部改正)

(授業料等の徴収)

第二条 県は、別表第一に定めるところにより、県立高等学校の生徒から授業料又は受講料及び入学料を、県立高等学校の入学志願者から入学者選抜手数料を徴収する。ただし、入学料については、県立高等学校相互間の転学の場合には、徴収しない。

2 県は、別表第二に定めるところにより、県立高等学校の科目履修生から聴講料を徴収する。

(昭四一条例八七・全改、平二二条例二一・平二四条例四六・平二六条例五五・一部改正)

(授業料の納付)

第三条 生徒は、各学年（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百四条において準用する同令第五十九条に規定する学年をいう。以下同じ。）に係る授業料を毎年四月一日から四月三十日（学年の中途で入学した場合にあつては、入学の許可の日から三十日）までの間で校長が定める日に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、各学年に係る授業料を、月に分割して、毎月校長が定める日（当該日までに高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第四条の認定の申請又は法第十七条の届出をした生徒に係る当該認定の申請又は届出をした日の属する月から校長が定める月までに係る授業料にあつては、同月の末日から三十日までの間で校長が定める日）までに納付することができる。この場合において、二箇月以上に係る授業料を一括して納付することができる。

(平二〇条例三九・平二六条例五五・一部改正)

(学年中途の入学及び退学の場合における授業料の額)

第四条 学年の中途中で入学し、又は退学した生徒に係る授業料の額は、別表第一に定める額にかかわらず、同表の授業料の年額の十二分の一に相当する額に、次に掲げる月数を乗じて得た額とする。

- 一 学年の中途中で入学した生徒にあつては、入学した日の属する月（県立高等学校から転学した生徒にあつては、その翌月）から当該学年の終わりの月までの月数
- 二 学年の中途中で退学した生徒にあつては、当該学年の初日の属する月（当該学年の中途中で入学した生徒にあつては、入学した日の属する月（県立高等学校から転学した生徒にあつては、その翌月））から退学した日の属する月までの月数

（平二四条例四六・一部改正）

（学年中途の転籍の場合における授業料）

第五条 学年の中途中で全日制の課程又は定時制の課程から定時制の課程又は全日制の課程に転籍した生徒に係る授業料の額及び納付については、転籍した日の前日において全日制の課程又は定時制の課程を退学し、転籍した日に定時制の課程又は全日制の課程に入学したものとみなして、前二条の規定を適用する。

（受講料等の納付方法）

第六条 受講料及び入学料は、受講料にあつては受講前（受講前に法第四条の認定の申請をした生徒又は法第六条第一項の規定による就学支援金の支給を受ける生徒にあつては、校長が定める日まで）に、入学料にあつては入学の許可の日から七日までに納付しなければならない。この場合において、受講料（同項の規定による就学支援金の支給を受ける生徒に係るもの除く。）及び入学料は、青森県収入証紙をもつて納付しなければならない。

- 2 入学者選抜手数料は、入学を願い出る際に、青森県収入証紙をもつて納付しなければならない。
- 3 聴講料は、聴講前に、青森県収入証紙をもつて納付しなければならない。

（昭四一条例八七・平二四条例四六・平二六条例五五・一部改正）

（授業料等の免除）

第七条 知事は、特別の理由があると認めたときは、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

（施行事項）

第八条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 青森県立高等学校入学料及び授業料徴収条例（昭和二十五年三月青森県条例第二十五号）及び青森県立高等学校通信教育生入学料及び受講料徴収条例（昭和二十三年七月青森県条例第五十一号）は、廃止する。

附 則（昭和四一年条例第二六号）

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年条例第八七号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 学力検査受検手数料条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十三号）は、廃止する。

附 則（昭和五一年条例第三五号）

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十一年度分及び昭和五十二年度分の授業料及び受講料の額は、改正後の青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例別表の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

| 区分     | 昭和五十一年度分   |               | 昭和五十二年度分   |              |
|--------|------------|---------------|------------|--------------|
|        | 授業料        | 受講料           | 授業料        | 受講料          |
| 全日制の課程 | 年額 二万六千四百円 |               | 年額 三万二千四百円 |              |
| 定時制の課程 | 年額 六千円     |               | 年額 八千四百円   |              |
| 通信制の課程 |            | 一単位につき<br>八十円 |            | 一単位につき<br>百円 |
| 専攻科    | 年額 二万六千四百円 |               | 年額 三万二千四百円 |              |

附 則（昭和五四年条例第一〇号）

- 1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十四年度分の授業料及び受講料並びに昭和五十四年度において徴収すべき入学者選抜手数料の額は、改正後の青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例別表の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

| 区分     | 授業料        | 受講料       | 入学者選抜手数料 |
|--------|------------|-----------|----------|
| 全日制の課程 | 年額 四万八千円   |           | 六百五十円    |
| 定時制の課程 | 年額 一万三千二百円 |           | 百円       |
| 通信制の課程 |            | 一単位につき 百五 |          |

|     |          |    |    |
|-----|----------|----|----|
|     |          | 十円 |    |
| 専攻科 | 年額 四万八千円 |    | 千円 |

附 則（昭和五六年条例第一三号）

- 1 この条例は、昭和五六年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十六年度において徴収すべき入学料の額は、改正後の青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例別表の規定にかかわらず、全日制の課程及び専攻科にあつては千六百円、定時制の課程にあつては六百五十円、通信制の課程にあつては百五十円とする。

附 則（昭和五八年条例第一九号）

- 1 この条例は、昭和五八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において県立高等学校に在学し、かつ、施行日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続く在学に係る授業料又は受講料の額は、改正後の青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において県立高等学校以外の学校から県立高等学校に転学をし、又は県立高等学校に編入学若しくは再入学をした生徒に係る授業料又は受講料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、当該生徒の属する年次に在学する生徒に係る授業料又は受講料の額と同額とする。

附 則（昭和六〇年条例第二九号）

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第二八号）

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において県立高等学校に在学し、かつ、施行日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続く在学に係る授業料又は受講料の額は、改正後の青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において県立高等学校以外の学校から県立高等学校に転学をし、又は県立高等学校に編入学若しくは再入学をした生徒に係る授業料又は受講料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、当該生徒の属する年次に在学する生徒に係る授業料又は受講料

の額と同額とする。

附 則（昭和六二年条例第二〇号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成元年条例第四一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において県立高等学校に在学し、かつ、施行日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続く在学に係る授業料の額は、改正後の青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において県立高等学校以外の学校から県立高等学校に転学をし、又は県立高等学校に編入学若しくは再入学をした生徒に係る授業料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、当該生徒の属する年次に在学する生徒に係る授業料の額と同額とする。

4 平成元年度において全日制の課程及び専攻科の生徒から徴収すべき入学料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、四千円とする。

附 則（平成三年条例第一四号）

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成三年条例第二九号）

この条例は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（平成四年条例第三六号）

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において県立高等学校に在学し、かつ、施行日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続く在学に係る授業料の額は、改正後の青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において県立高等学校以外の学校から県立高等学校に転学をし、又は県立高等学校に編入学若しくは再入学をした生徒に係る授業料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、当該生徒の属する年次に在学する生徒に係る授業料の額と同額とする。

附 則（平成五年条例第二一号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成九年条例第三五号）

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において県立高等学校に在学し、かつ、施行日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続く在学に係る授業料又は受講料の額は、改正後の青森県立高等学校授業料、受講料、入學料及び入学者選抜手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において県立高等学校以外の学校から県立高等学校に転学をし、又は県立高等学校に編入学若しくは再入学をした生徒に係る授業料又は受講料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、当該生徒の属する年次に在学する生徒（学年による教育課程の区分を設けない全日制又は定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）に転学をした者にあってはその者が転学をした日前に在学した県立高等学校以外の学校に入学した日の属する年度と単位制による課程に入学した日の属する年度が同一であった生徒、単位制による課程に編入学又は再入学をした者にあってはその者が編入学又は再入学をした日において全日制又は定時制の課程（単位制による課程を除く。）に編入学又は再入学をしたとした場合に属することとなる年次に在学する生徒）に係る授業料又は受講料の額と同額とする。

#### 附 則（平成一二年条例第一三四号）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において県立高等学校に在学し、かつ、施行日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続く在学に係る授業料又は受講料の額は、改正後の青森県立高等学校授業料、受講料、入學料及び入学者選抜手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において県立高等学校以外の学校から県立高等学校に転学をし、又は県立高等学校に編入学若しくは再入学をした生徒に係る授業料又は受講料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、当該生徒の属する年次に在学する生徒（学年による教育課程の区分を設けない全日制又は定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）に転学をした者にあってはその者が転学をした日前に在学した県立高等学校以外の学校に入学した日の属する年度と単位制による課程に入学した日の属する年度が同一であった生徒、単位制による課程に編入学又は再入学をした者にあってはその者が編入学又は再入学をし

た日において全日制又は定時制の課程（単位制による課程を除く。）に編入学又は再入学をしたとした場合に属することとなる年次に在学する生徒）に係る授業料又は受講料の額と同額とする。

附 則（平成一三年条例第四〇号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年条例第四〇号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第三一号）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において県立高等学校に在学し、かつ、施行日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続く在学に係る授業料又は受講料の額は、改正後の青森県立高等学校授業料、受講料、入学期料及び入学者選抜手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において県立高等学校以外の学校から県立高等学校に転学をし、又は県立高等学校に編入学若しくは再入学をした生徒に係る授業料又は受講料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、当該生徒の属する年次に在学する生徒（学年による教育課程の区分を設けない全日制又は定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）に転学をした者にあってはその者が転学をした日前に在学した県立高等学校以外の学校に入学した日の属する年度と単位制による課程に入学した日の属する年度が同一であった生徒、単位制による課程に編入学又は再入学をした者にあってはその者が編入学又は再入学をした日において全日制又は定時制の課程（単位制による課程を除く。）に編入学又は再入学をしたとした場合に属することとなる年次に在学する生徒）に係る授業料又は受講料の額と同額とする。

附 則（平成一九年条例第三九号）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において県立高等学校に在学し、かつ、施行日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続く在学に係る授業料又は受講料の額は、改正後の青森県立高等学校授業料、受講料、入学期料及び入学者選抜手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以后において県立高等学校以外の学校から県立高等学校に転学をし、又は県立高等学校に編入学若しくは再入学をした生徒に係る授業料又は受講料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、当該生徒の属する年次に在学する生徒（学年による教育課程の区分を設けない全日制又は定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）に転学をした者にあってはその者が転学をした目前に在学した県立高等学校以外の学校に入学した日の属する年度と単位制による課程に入学した日の属する年度が同一であった生徒、単位制による課程に編入学又は再入学をした者にあってはその者が編入学又は再入学をした日において全日制又は定時制の課程（単位制による課程を除く。）に編入学又は再入学をした場合に属することとなる年次に在学する生徒）に係る授業料又は受講料の額と同額とする。

附 則（平成二〇年条例第三九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年条例第二一号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第四六号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第五五号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学し、かつ、この条例の施行の日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続く在学に係る授業料（専攻科に係るものを除く。）及び受講料の徴収については、改正後の青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

（平一二条例一三四・全改、平一三条例四〇・平一五条例四〇・平一六条例三一・

平一九条例三九・一部改正、平二四条例四六・旧別表・一部改正）

| 区分 | 授業料 | 受講料 | 入学料 | 入学者選抜手数料 |
|----|-----|-----|-----|----------|
|    |     |     |     |          |

|        |             |             |         |       |
|--------|-------------|-------------|---------|-------|
| 全日制の課程 | 年額 十一万八千八百円 |             | 五千六百五十円 | 二千二百円 |
| 定時制の課程 | 年額 三万二千四百円  |             | 二千百円    | 九百五十円 |
| 通信制の課程 |             | 一単位につき 三百十円 | 五百円     |       |
| 専攻科    | 年額 十一万八千八百円 |             | 五千六百五十円 | 三千二百円 |

別表第二（第二条関係）

（平二四条例四六・追加）

| 区分            | 聴講料（一科目につき）               |                           |                           |                           |                           |
|---------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
|               | 一科目当たり<br>の単位数が一<br>単位の場合 | 一科目当たり<br>の単位数が二<br>単位の場合 | 一科目当たり<br>の単位数が三<br>単位の場合 | 一科目当たり<br>の単位数が四<br>単位の場合 | 一科目当たり<br>の単位数が五<br>単位の場合 |
| 定時制の課程<br>の科目 | 千七百五十円                    | 三千五百円                     | 五千二百五十<br>円               | 七千円                       | 八千七百五十<br>円               |
| 通信制の課程<br>の科目 | 三百十円                      | 六百二十円                     | 九百三十円                     | 一千二百四十円                   | 一千五百五十円                   |

○青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則

昭和三十六年三月三十一日

青森県教育委員会規則第五号

[青森県立高等学校授業料及び入学料の免除に関する規則] をここに公布する。

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則

(昭四〇教委規則五・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）第二条の規定に基づき、青森県立高等学校（以下「高等学校」という。）の授業料、受講料及び入学料（以下「授業料等」という。）の免除について定めるものとする。

(昭四〇教委規則五・全改)

(授業料、受講料の免除)

第二条 高等学校の生徒又はその保護者（青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）第十六条第一項に規定する保護者をいう。）が、次の各号の一に該当する場合においては、校長は、その生徒の授業料又は受講料の全部又は一部を免除することができます。ただし、教育長が定める場合にあつては、校長は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。

- 一 生計困難のため、修学継続が著しく困難と認められる場合
- 二 火災、水害等不慮の災害を受け、授業料又は受講料の納付が著しく困難と認められる場合
- 三 前各号に掲げる場合のほか、校長が特に授業料又は受講料の免除を必要と認めた場合

(昭四〇教委規則五・全改、昭五一教委規則五・一部改正)

(授業料、受講料の免除額)

第三条 前条の規定によつて免除することができる授業料又は受講料の額は、授業料月額（青森県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）の別表第一に掲げる授業料の年額の十二分の一に相当する額をいう。以下同じ。）に、授業料免除期間（授業料を免除すべき事由の発生した日の属する月から、その理由の消滅した日の属する月までの月数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額又は当該年度に納付すべき受講料の額を限度として教育長が定める。

(昭四〇教委規則五・全改、昭四二教委規則五・昭五一教委規則五・平二四教委規

則四・一部改正)

(休学又は留学を許可された生徒の授業料の免除)

第四条 校長は、休学又は留学を許可された生徒の授業料を免除することができる。

2 前項の規定により免除することができる授業料の額は、授業料月額に休学又は留学の満月数を乗じて得た額とする。

3 前二項の規定により授業料を免除した場合には、校長は、その生徒の氏名、在籍する課程、学年、休学又は留学の事由、休学又は留学の期間及びその額を教育長に報告しなければならない。

(昭四三教委規則三・全改、昭五一教委規則五・昭六三教委規則一・一部改正)

(授業料、受講料免除の手続)

第五条 第二条の規定により、授業料又は受講料の免除を受けようとする者は、授業料(受講料)免除願(第一号様式)に、授業料又は受講料の免除を必要とする事由を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。ただし、授業料又は受講料を免除された者が、同一の免除事由により、翌学年(通信制の課程にあつては、翌年次)においても授業料又は受講料の免除を受けようとする場合にあつては、教育長が定めるところにより添付書類を省略することができる。

2 校長は、前項の授業料(受講料)免除願その他の書類を受理したときは、すみやかにその事情を調査し、授業料又は受講料の免除を必要と認めた場合には、第三条の規定に基づき教育長が定める額の授業料又は受講料を免除する。ただし、第二条ただし書の規定に該当するときは、授業料(受講料)免除承認申請書(第二号様式)に、前項の書類を添えて、教育長に提出し、その承認を得て免除するものとする。

3 前項の規定により授業料又は受講料を免除した場合(前項ただし書の規定により教育長の承認を得て免除した場合を除く。)には、校長は、その生徒の氏名、在籍する課程、学年、免除の事由、免除の期間及びその額を教育長に報告しなければならない。

(昭四〇教委規則五・全改、昭五一教委規則五・平一五教委規則三・一部改正)

第六条 第四条の規定により、授業料の免除を受けようとする者は、授業料免除願(第三号様式)を校長に提出しなければならない。

(昭五一教委規則五・全改、平一二教委規則三・一部改正)

(入学料等の免除)

第七条 校長は、次の表の上欄に掲げる生徒の入学料及び同表下欄に掲げる授業料又は受講料の額を免除することができる。

|                                                                                        |                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 一 高等学校の通信制の課程の生徒で、高等学校通信教育規程(昭和三十七年文部省令第三十二号)第十二条第一項の規定により、高等学校の定時制の課程において一部の科目を履修する生徒 | 授業料の年額の二分の一以内の額で、履修する科目の単位数に応じ、校長が必要と認めた額 |
| 二 県内の公立高等学校の定時制の課程の生徒で、高等学校通信教育規程第十二条第二項の規定により、高等学校の通信制の課程において一部の科目を履修する生徒             | 履修する科目の単位数に応じ、校長が必要と認めた額                  |

2 前項の規定による入学料及び授業料又は受講料の免除の手続きについては、校長が定める。

(昭四三教委規則三・全改、平一八教委規則四・平二二教委規則六・一部改正)

(入学料の免除の特例)

第七条の二 前条の規定によるほか、校長は、教育長が定める特別の事由に該当すると認められる生徒の入学料を免除することができる。

(平二三教委規則三・追加)

(授業料の免除事由の消滅)

第八条 授業料の免除を受けた者が、授業料免除期間内において、免除の事由の全部又は一部が消滅したときは、免除の事由が消滅した日の翌日から一週間以内に校長に届け出なければならない。

2 前項の届出があつた場合においては、校長は、第三条に規定する授業料免除期間を変更しなければならない。

3 第一項の届出を怠つたときは、校長は、当該免除を取消し、又は授業料免除期間の変更を行なうものとする。

4 前二項の規定により、授業料の免除を取消し、又は授業料免除期間を変更した場合には校長は、すみやかに教育長に報告しなければならない。

(昭四〇教委規則五・全改)

(施行事項)

第九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(昭五一教委規則五・旧第十条繰上)

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

2 青森県立高等学校授業料免除に関する規則(昭和三十一年六月青森県教育委員会規則第八号)は、廃止する。

附 則 (昭和三九年教委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年教委規則第五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。
- 2 授業料の免除を受けようとする者又は校長が、この規則の適用の日から、この規則の公布の日までに、改正前の規定により行なつた当該免除の手続きは、この規則の相当規定による手続きとみなす。

附 則 (昭和四二年教委規則第五号)

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年教委規則第三号)

この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年教委規則第五号)

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年教委規則第一号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年教委規則第一〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成一二年教委規則第三号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年教委規則第三号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年教委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年教委規則第六号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年教委規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第四号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（令和元年教委規則第一号）

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和四年教委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 第1号様式

## 授業料(受講料)免除願

| (ふりがな)<br>氏名                                   |                                                                                       |    | 免<br>除<br>内<br>容                   | 期<br>間 | 年<br>月<br>から<br>年<br>月<br>まで | 月間<br>円 |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------|--------|------------------------------|---------|
| 生年月日                                           | 年                                                                                     | 月  |                                    |        | 日                            |         |
| 在籍課程及び学年<br>(年次)                               | 全日制<br>定時制の課程 校舎 第 学年(年次)<br>通信制                                                      |    |                                    |        |                              |         |
| 本籍                                             |                                                                                       |    |                                    |        |                              |         |
| 現住所                                            | (自宅・下宿・寄宿舎・その他)                                                                       |    |                                    |        |                              |         |
| 家族の状況<br><br>家計維持者<br>に○印、別居<br>者に×印を<br>つけること | 本人との続柄                                                                                | 氏名 | 年齢                                 | 職業     | 勤務先<br>〔在学者の場合は<br>学校名、学年〕   |         |
| 取入内容<br>(税込月平均)                                | 家計維持者(氏名)<br>の収入<br>月平均 円<br>免除を受けようとする者(本人)の<br>収入 月平均 円<br>生活保護法による<br>受給金 円<br>計 円 |    | 支出内容<br><br>〔月平均を<br>詳細に記<br>入のこと〕 |        |                              |         |
| 授業料(受講料)<br>の免除を申請する事由                         |                                                                                       |    |                                    |        |                              |         |

上記の事実に相違ありませんので、授業料(受講料)を免除してくださるようお願いします。

年 月 日

青森県立○○高等学校長 殿

本人 氏名

保護者 氏名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

## 第2号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

青森県立〇〇高等学校長 氏 名

## 授業料(受講料)免除承認申請書

下記のとおり授業料(受講料)の免除の承認を申請します。

## 記

| 氏名                |                                                                                      | 適用条項 | 第2条第 号                      |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------|
| 在籍課程及び学年<br>(年次)  | 全日制<br>定時制の課程<br>通信制                                                                 | 校舎 第 | 学年(年次)                      |
| 免除を申請する事由         | 1 生活保護世帯<br>2 市町村民税非課税世帯<br>3 保護者の死亡、廃疾等による場合<br>4 火災・水害等不慮の災害を受けた場合<br>5 校長が特に認めた場合 |      |                             |
| 免除を必要と認め承認申請をする期間 | 年 月から<br>年 月まで                                                                       | 月間   | 免除を必要と認め承認申請をする授業料(受講料)の額 円 |
| 総合所見              |                                                                                      |      |                             |
| 備考                | 免除期間                                                                                 |      | 免除額の区分                      |
|                   | 年 月から<br>年 月まで                                                                       | 月間   | 全額<br>半額                    |

注1 備考欄には、前学年又は前年次において、免除された者について記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

## 第3号様式(第6条関係)

## 授業料免除願

| (ふりがな)<br>氏名  | ( )               | 免除<br>内<br>容 | 期<br>間 | 年<br>年<br>月<br>月<br>日から<br>満<br>まで<br>月間 |
|---------------|-------------------|--------------|--------|------------------------------------------|
| 生年月日          | 年月日               |              | 免除額    | 円                                        |
| 在籍課程<br>及び学年  | 全日制<br>の課程<br>定時制 | 校舎           | 第      | 学年                                       |
| 本籍            |                   |              |        |                                          |
| 現住所           |                   |              |        |                                          |
| 休学又は<br>留学の事由 |                   |              |        |                                          |

上記の事実に相違ありませんので、授業料を免除してくださるようお願いします。

年月日

青森県立〇〇高等学校長 殿

本人 氏名

保護者 氏名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第1号様式

(昭40教委規則5・全改、平6教委規則10・平12教委規則3・平15教委規則3・  
平22教委規則6・令元教委規則1・令4教委規則5・一部改正)

第2号様式（第5条関係）

(昭51教委規則5・全改、平6教委規則10・平22教委規則6・令元教委規則1・  
令4教委規則5・一部改正)

第3号様式（第6条関係）

(昭51教委規則5・全改、昭63教委規則1・平6教委規則10・平12教委規則3・  
平15教委規則3・平22教委規則6・令元教委規則1・令4教委規則5・一部改正)

○青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則

昭和三十九年八月一日

青森県規則第七十三号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則をここに公布する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十六年四月青森県規則第三十八号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 委任（第二条—第八条）

第三章 補助執行（第九条—第十五条）

第四章 補則（第十六条・第十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百八十条の二の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員及びこれらの執行機関の事務を補助する職員及びこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、並びにこれらの執行機関の事務を補助する職員及びこれらの執行機関の管理に属する機関の職員の補助執行させることについて定めるものとする。

（平二七規則一六・一部改正）

第二章 委任

（教育委員会に対する委任）

第二条 教育委員会の所掌する事務に係る使用料及び手数料の徴収及び減免並びに使用料

金の減免の承認に関する事務は、教育委員会に委任する。

2 青森県職員の互助団体に関する条例（昭和四十年三月青森県条例第三十三号）の施行に関する次の各号に掲げる事務で、教職員をもつて構成する互助団体に係るものは、教育委員会に委任する。

- 一 第三条第一項の規定による互助団体の承認に関する事務
  - 二 第三条第三項の規定による規約の変更及び解散の承認に関する事務
  - 三 第五条の規定による互助団体の監督に関する事務
- 3 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和五十年三月青森県条例第一号)の施行に関する事務は、教育委員会に委任する。
- 4 青森県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例(平成二十七年三月青森県条例第三号)の施行に関する事務は、教育委員会に委任する。
- 5 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)附則第五条第一項及び第六条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の教諭等に対する研修に関する事務は、教育委員会に委任する。  
(昭四〇規則八〇・昭五〇規則六・昭五八規則二〇・平一七規則三三・平二二規則二七・平二四規則一五・平二六規則一九・平二七規則一六・平二九規則一六・令三規則九・一部改正)  
(労働委員会に対する委任)

第二条の二 労働条件に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争に係るあつせんに関する事務は、労働委員会に委任する。

(平一三規則七九・追加、平一六規則七〇・一部改正)

(教育長に対する委任)

第三条 次に掲げる事務で、教育委員会の所掌する事務に係るものは、教育長に委任する。ただし、教育長が知事に建築物の建築及びこれに附帯する施設の工事(以下「建築工事」という。)の実施を委託した場合において知事が当該委託建築工事の実施に要する旅費、需用費、役務費及び備品購入費に係る第一号、第三号、第六号及び第十号に掲げる事務を除く。

- 一 別表第一及び別表第二に掲げる費目に係る支出負担行為に関する事務(報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。)
- 二 税外諸収入金(第二条第一項に規定する使用料及び手数料を除く。)の徴収に関する事務(公舎入居料及び社会保険料に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。)
- 三 収入通知、支出命令及び出納通知に関する事務
- 四 資金の前渡に関する事務

- 五 公有財産（教育財産を除く。）の管理に関する事務
  - 六 物品の管理及び処分に関する事務
  - 七 物品の寄附の受納に関する事務
  - 八 債権の管理に関する事務
  - 九 青森県補助金等調査規則（昭和三十六年十一月青森県規則第九十九号）に基づく調査に関する事務
  - 十 証書及び公文書類の保管に関する事務
- 2 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の施行に関する事務（同法第十七条第一項の規定によって読み替えられる同法第八条第一項の規定による児童手当の支給及び同法附則第二条第四項において準用する同法第十七条第一項の規定によって読み替えられる同法第八条第一項の規定による同法附則第二条第一項の給付の支給に関する事務（以下「児童手当等支給事務」という。）を除く。）で、教育委員会の管理に属する機関（知事が指定するものに限る。）の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（第九条第一項第十二号ニにおいて「県費負担教職員」という。）に係るものは、教育長に委任する。
- （昭四二規則二七・昭四二規則三八・昭四五規則八三・昭四六規則九六・昭四九規則三二・昭五一規則七四・昭五四規則二三・昭五七規則六・昭六一規則二九・平四規則二二・平一一規則三七・平一四規則二五・平一七規則三三・平一八規則八六・平一九規則二六・平二〇規則七・平二一規則二九・平二二規則二七・平二三規則一八・平二三規則三〇・平二四規則三六・平二六規則三一・一部改正、平二七規則一六・旧第四条繰上・一部改正、令二規則二〇・令四規則四二・一部改正）  
(代表監査委員に対する委任)

- 第四条 次に掲げる事務で、監査委員の所掌する事務に係るものは、代表監査委員に委任する。
- 一 別表第一に掲げる費目（恩給及び退職年金を除く。）に係る支出負担行為に関する事務（報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。）
  - 二 税外諸収入金の徴収に関する事務（公舎入居料及び社会保険料に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。）
  - 三 収入通知、支出命令及び出納通知に関する事務
  - 四 資金の前渡に関する事務

五 物品の管理に関する事務

六 証書及び公文書類の保管に関する事務

(平二七規則一六・追加、令二規則二〇・一部改正)

(埋蔵文化財調査センター所長に対する委任)

第四条の二 青森県庁舎管理規則(昭和四十二年四月青森県規則第十一号)の施行に関する

事務で、埋蔵文化財調査センターの庁舎に係るものは、埋蔵文化財調査センター所長に委任する。

(昭四四規則八三・追加、昭四九規則三二・昭五一規則七四・昭五四規則三四・昭五五規則三六・平三規則一六・一部改正)

(選挙管理委員会事務局長に対する委任)

第五条 次に掲げる事務で、選挙管理委員会の所掌する事務に係るものは、選挙管理委員会事務局長に委任する。

一 別表第一に掲げる費目(恩給及び退職年金を除く。)に係る支出負担行為に関する事務(報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。)

二 税外諸収入金の徴収に関する事務(公舎入居料及び社会保険料に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。)

三 手数料の減免に関する事務

四 収入通知、支出命令及び出納通知に関する事務

五 資金の前渡に関する事務

六 公有財産の管理に関する事務

七 物品の管理に関する事務

八 債権の管理に関する事務

九 青森県補助金等調査規則に基づく調査に関する事務

十 証書及び公文書類の保管に関する事務

(昭四〇規則七三・昭四六規則九六・昭四九規則三二・昭五四規則二三・昭五七規則六・昭六一規則二九・平一四規則二五・平一七規則三三・平一九規則二六・令二規則二〇・一部改正)

(人事委員会及び労働委員会の事務局長に対する委任)

第六条 次に掲げる事務で、人事委員会及び労働委員会の所掌する事務に係るものは、それぞれ、当該委員会の事務局長に委任する。

- 一 別表第一に掲げる費目（恩給及び退職年金を除く。）に係る支出負担行為に関する事務（報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。）
- 二 税外諸収入金の徴収に関する事務（公舎入居料及び社会保険料に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。）
- 三 手数料の減免に関する事務
- 四 収入通知、支出命令及び出納通知に関する事務
- 五 資金の前渡に関する事務
- 六 物品の管理に関する事務
- 七 債権の管理に関する事務
- 八 証書及び公文書類の保管に関する事務
  - (昭四〇規則七三・昭四六規則九六・昭四九規則三二・昭五四規則二三・昭五七規則六・昭六一規則二九・平一四規則二五・平一六規則七〇・平一七規則三三・平一九規則二六・令二規則二〇・一部改正)

(警察本部長に対する委任)

第七条 次の各号に掲げる事務で、公安委員会及び警察本部の所掌する事務に係るものは、警察本部長に委任する。ただし、警察本部長が知事に建築工事の実施を委託した場合において知事が当該委託建築工事の実施に要する旅費、需用費、役務費及び備品購入費に係る第一号、第四号、第八号及び第十一号に掲げる事務を除く。

- 一 別表第一及び別表第二に掲げる費目に係る支出負担行為に関する事務（報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。）
- 二 税外諸収入金（電子計算組織により処理される公舎入居料（警視正以上の階級にある警察官以外の者に係るものに限る。）及び雇用保険料を除く。）の徴収に関する事務
- 三 使用料及び手数料の減免に関する事務
- 四 収入通知、支出命令及び出納通知に関する事務（児童手当等支給事務を除く。）
- 五 公所に対する予算の令達に関する事務
- 六 資金の前渡に関する事務
- 七 公有財産の管理に関する事務
- 八 物品の管理及び処分に関する事務
- 九 債権の管理に関する事務

- 十 青森県補助金等調査規則に基づく調査に関する事務
  - 十一 証書及び公文書類の保管に関する事務
- 2 青森県職員の互助団体に関する条例の施行に関する次の各号に掲げる事務で、警察職員をもつて構成する互助団体に係るものは、警察本部長に委任する。
- 一 第三条第一項の規定による互助団体の承認に関する事務
  - 二 第三条第三項の規定による規約の変更及び解散の承認に関する事務
  - 三 第五条の規定による互助団体の監督に関する事務
- 3 青森県庁舎管理規則の施行に関する事務で、公安委員会及び警察本部の庁舎に係るものは、警察本部長に委任する。
- 4 児童手当法の施行に関する事務（児童手当等支給事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。）で、警察職員（警視正以上の階級にある警察官を除く。）に係るものは、警察本部長に委任する。
- （昭四〇規則八〇・昭四二規則三八・昭四五規則八三・昭四六規則九六・昭四九規則三二・昭五四規則二三・昭五七規則六・昭六一規則二九・平一四規則二五・平一七規則三三・平二二規則二七・平二三規則一八・平二三規則三〇・令二規則二〇・令三規則九・令四規則五三・一部改正）
- （警察署長に対する委任）
- 第八条 次の各号に掲げる事務で、警察署長の処理する事務に係るものは、当該警察署長に委任する。
- 一 別表第一及び別表第二に掲げる費目（報酬（警察職員に係るものに限る。）、給料、職員手当等、共済費及び恩給及び退職年金並びに公有財産購入費を除く。）に係る支出負担行為に関する事務
  - 二 税外諸収入金（電子計算組織により処理される公舎入居料及び雇用保険料を除く。）の徴収に関する事務
  - 三 手数料の減免に関する事務
  - 四 収入通知、支出命令及び出納通知に関する事務
  - 五 物品の管理及び処分に関する事務
  - 六 債権の管理に関する事務
  - 七 証書及び公文書類の保管に関する事務
- 2 青森県庁舎管理規則の施行に関する事務で、警察署の庁舎（派出所及び駐在所の庁舎を含む。）に係るものは、当該警察署長に委任する。

(昭四〇規則七三・昭四四規則八三・昭四八規則五九・昭四九規則三二・昭五七規則六・平一四規則二五・平一七規則三三・令二規則二〇・令三規則九・令四規則五三・一部改正)

### 第三章 補助執行

#### (教育次長の補助執行)

第九条 教育委員会の所掌する事務に係る事業を目的とする公益法人及び移行法人に関する事務、総合教育会議に関する事務、青森県総合運動公園（運動施設区域及び遺跡区域に限る。）及び新青森県総合運動公園の管理に関する事務、青森県営スケート場条例（昭和六十一年三月青森県条例第一号）第七条第二項の使用料金の額の決定及び変更の承認に関する事務並びに別表のスケート靴（インラインスケートに係るものを含む。）、ロツカー、食堂施設及び売店施設の使用料の額の決定に関する事務、青森県総合社会教育センター条例（平成元年三月青森県条例第五号）別表の食堂施設の使用料の額の決定に関する事務、青森県武道館条例（平成十二年三月青森県条例第九十三号）第七条第二項の使用料金の額の決定及び変更の承認に関する事務並びに別表の食堂施設の使用料の額の決定に関する事務、青森県総合学校教育センター条例（平成十年三月青森県条例第四号）第四条第一項の使用料の額の決定に関する事務、青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）別表の特定期間の決定及び特別展の観覧に係る使用料の額の決定に関する事務、青森県三内丸山遺跡センター条例（平成三十年三月青森県条例第二号）別表の特別の展示の観覧に係る使用料の額の決定に関する事務並びに次に掲げる事務で教育委員会の所掌する事務に係るものは、教育次長に補助執行させる。この場合において需用費及び備品購入費に係る第一号の事務については、第三条第一項各号列記以外の部分のただし書の規定を準用する。

- 一 第三条第一項第一号の規定による事務以外の支出負担行為に関する事務（第三条第一項各号列記以外の部分のただし書に規定する事務、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百七十二条第二項に規定する集中調達物品の購入（交換の方法による取得を含む。以下「集中調達物品の購入」という。）に係る事務並びに報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る事務を除く。）
- 二 国庫支出金の交付申請に関する事務
- 三 県議会の議案の作成に関する事務
- 四 第三条第一項第七号の規定による事務以外の寄附の受納に関する事務
- 五 公有財産の交換及び処分に関する事務

- 六 公有財産の登記及び登録に関する事務
  - 七 基金の管理に関する事務
  - 八 法第二百四十三条の二の八に規定する職員の賠償責任（以下「職員の賠償責任」という。）に関する事務
  - 九 恩給の裁定及び恩給年額の改定に関する事務
  - 十 損害賠償に関する事務
  - 十一 埋蔵文化財の発掘業務の受託に関する事務
  - 十二 青森県財務規則第三百三十九条の規定による前渡資金の証拠書類の確認及び受理に関する事務（報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る事務で、次に掲げる者に係るものに限る。）（知事が指定するものを除く。）
    - イ 教育事務所（東青教育事務所を除く。）の職員
    - ロ 埋蔵文化財調査センターの職員
    - ハ 教育委員会の管理に属する機関の職員
    - ニ 県費負担教職員
  - 十三 褒章条例取扱手続（明治二十七年閣令第一号）の施行に関する事務
- 2 青森県庁舎管理規則の施行に関する次の各号に掲げる事務で、教育委員会が専ら使用する部分（教育事務所及び埋蔵文化財調査センターが使用するものを除く。）に係るものは、教育次長に補助執行させる。
- 一 第五条の規定による立入りの制限等に関する事務
  - 二 第八条の規定による退去及び撤去の命令（第三条及び第五条の規定に係るものに限る。）に関する事務
- （昭四〇規則七三・昭四二規則三八・昭四四規則八三・昭四五規則二一・昭四九規則三二・昭五一規則七四・昭五三規則六九・昭五五規則三六・昭六〇規則六六・平元規則一八・平三規則一六・平五規則五八・平七規則七〇・平九規則三六・平一一規則三七・平一二規則一五五・平一三規則四六・平一五規則七・平一六規則一三・平一七規則三三・平一八規則二八・平一八規則八六・平一九規則二六・平二二規則二七・平二三規則一一・平二六規則一九・平二七規則一六・平三〇規則一九・平三一規則二五・令二規則二〇・令六規則一四・一部改正）
- （教育事務所長の補助執行）
- 第九条の二 青森県庁舎管理規則の施行に関する次の各号に掲げる事務で、教育事務所が専ら使用する部分に係るものは、当該教育事務所の所長にそれぞれ補助執行させる。

- 一 第五条の規定による立入りの制限等に関する事務
- 二 第八条の規定による退去及び撤去の命令（第三条及び第五条の規定に係るものに限る。）に関する事務

(昭四四規則八三・追加、昭四五規則七〇・昭四九規則三二・昭五一規則七四・昭五四規則三四・平三規則一六・一部改正)

(選挙管理委員会事務局長の補助執行)

第十条 青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例(平成二十年十二月青森県条例第六十九号)第三条ただし書の手数料の納入方法に係る認定に関する事務及び次に掲げる事務で選挙管理委員会の所掌する事務に係るものは、選挙管理委員会事務局長に補助執行させる。

- 一 第五条第一号に規定する事務以外の支出負担行為(集中調達物品の購入に係るもの並びに報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係るものを除く。)に関する事務
  - 二 国庫支出金の交付申請に関する事務
  - 三 県議会の議案の作成に関する事務
  - 四 職員の賠償責任に関する事務
  - 五 損害賠償に関する事務
- 2 青森県庁舎管理規則の施行に関する次の各号に掲げる事務で、選挙管理委員会がもっぱら使用する部分に係るものは、選挙管理委員会事務局長に補助執行させる。
- 一 第五条の規定による立入りの制限等に関する事務
  - 二 第八条の規定による退去及び撤去の命令（第三条及び第五条の規定に係るものに限る。）に関する事務

(昭四二規則二七・昭四四規則八三・昭四九規則三二・平一九規則二六・平二〇規則五四・平二三規則一一・令二規則二〇・一部改正)

(人事委員会事務局長の補助執行)

第十一条 次に掲げる事務で、人事委員会の所掌する事務に係るものは、人事委員会事務局長に補助執行させる。

- 一 第六条第一号に規定する事務以外の支出負担行為(集中調達物品の購入に係るもの並びに報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係るものを除く。)に関する事務
- 二 県議会の議案の作成に関する事務
- 三 議員の賠償責任に関する事務
- 四 損害賠償に関する事務

2 青森県庁舎管理規則の施行に関する次の各号に掲げる事務で、人事委員会がもっぱら使用する部分に係るものは、人事委員会事務局長に補助執行させる。

一 第五条の規定による立入りの制限等に関する事務

二 第八条の規定による退去及び撤去の命令（第三条及び第五条の規定に係るものに限る。）に関する事務

（昭四二規則二七・昭四四規則八三・平一九規則二六・平二三規則一一・令二規則

二〇・一部改正）

（労働委員会事務局長の補助執行）

第十二条 労働争議の実情調査の受託に関する事務及び次の各号に掲げる事務で、労働委員会の所掌する事務に係るものは、労働委員会事務局長に補助執行させる。

一 第六条第一号に規定する事務以外の支出負担行為（集中調達物品の購入に係るもの並びに報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係るものを除く。）に関する事務

二 国庫支出金の交付申請に関する事務

三 職員の賠償責任に関する事務

四 職務に専念する義務の特例（昭和二十七年三月人事委員会規則一二一一）第二条第一号から第七号までに規定する事項に係る承認に関する事務

五 管理職員特別勤務手当（平成三年十二月人事委員会規則七一六二）第三条の規定による管理職員特別勤務実績簿等の作成及び保管に関する事務

六 損害賠償に関する事務

2 青森県庁舎管理規則の施行に関する次の各号に掲げる事務で、労働委員会がもっぱら使用する部分に係るものは、労働委員会事務局長に補助執行させる。

一 第五条の規定による立入りの制限等に関する事務

二 第八条の規定による退去及び撤去の命令（第三条及び第五条の規定に係るものに限る。）に関する事務

（昭四四規則八三・昭四九規則三二・平二規則一三・平四規則二二・平一六規則七

〇・平一九規則二六・平二三規則一一・令二規則二〇・一部改正）

（警察本部長の補助執行）

第十三条 国家公安委員会所管に係る褒章条例取扱手続の施行に関する事務、国家公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする公益法人、移行法人及び公益信託に関する事務、当該業種に属する事業が国家公安委員会の所管事項に係るものに係る労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）の施行に関する事務並びに次に掲げる

事務で、公安委員会及び警察本部の所掌する事務に係るものは、警察本部長に補助執行させる。この場合において、需用費及び備品購入費に係る第一号の事務については、第七条第一項各号列記以外の部分のただし書の規定を準用する。

一 第七条第一項第一号の規定による事務並びに報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る事務以外の支出負担行為に関する事務(第七条第一項各号列記以外の部分のただし書に規定する事務、集中調達物品の購入に係る事務を除く。)

二 国庫支出金の交付申請に関する事務

三 県議会の議案の作成に関する事務

四 寄附の受納に関する事務

五 公有財産の交換及び処分に関する事務

六 公有財産の登記及び登録に関する事務

七 職員の賠償責任に関する事務

八 恩給の裁定及び恩給年額の改定に関する事務

九 損害賠償に関する事務

十 青森県財務規則第三百三十九条の規定による前渡資金の証拠書類の確認及び受理に関する事務（報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る事務で、第七条第一項第一号の規定により指定された事務に係るものに限る。）

（昭四〇規則七三・昭四二規則三八・昭四五規則八三・昭四五規則二一・昭四九規則三二・昭四〇規則五・平五規則一九・平八規則四八・平一八規則二八・平一九規則二六・平二一規則二九・平二三規則一一・平二七規則一六・令二規則二〇・令四規則五三・一部改正）

（海区漁業調整委員会事務局長の補助執行）

第十四条 次に掲げる事務で、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所掌する事務に係るものは、海区漁業調整委員会事務局長に補助執行させる。

一 支出負担行為に関する事務（次に掲げる事務を除く。）

　イ 報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するもの

　ロ 需用費、役務費、使用料及び賃借料に係る事務

二 公文書類の保管に関する事務

三 損害賠償に関する事務

2 青森県庁舎管理規則の施行に関する次の各号に掲げる事務で、海区漁業調整委員会がも

つぱら使用する部分に係るものは、海区漁業調整委員会事務局長に補助施行させる。

- 一 第五条の規定による立入りの制限等に関する事務
- 二 第八条の規定による退去及び撤去の命令（第三条及び第五条の規定に係るものに限る。）に関する事務

（昭四二規則二七・昭四四規則八三・昭四六規則九六・昭四九規則三二・昭五四規則二三・昭六一規則二九・平一四規則二五・平一五規則七・平一九規則二六・令二規則二〇・一部改正）

（監査委員事務局長の補助執行）

第十五条 次に掲げる事務で、監査委員の所掌する事務に係るものは、監査委員事務局長に補助執行させる。

- 一 第四条第一号に規定する事務以外の支出負担行為（集中調達物品の購入に係るもの並びに報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係るものを除く。）に関する事務
  - 二 県議会の議案の作成に関する事務
  - 三 損害賠償に関する事務
- 2 青森県庁舎管理規則の施行に関する次の各号に掲げる事務で、監査委員がもつぱら使用する部分に係るものは、監査委員事務局長に補助施行させる。
- 一 第五条の規定による立入りの制限等に関する事務
  - 二 第八条の規定による退去及び撤去の命令（第三条及び第五条の規定に係るものに限る。）に関する事務

（昭四二規則二七・昭四四規則八三・昭四九規則三二・平一九規則二六・平二三規則一一・平二七規則一六・令二規則二〇・一部改正）

#### 第四章 補則

（臨時の委任及び補助執行）

第十六条 知事は、必要があると認めるときは、前二章の規定により委任し、及び補助執行させた事務以外の事務について、委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に臨時に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に臨時に補助執行させることがある。

（平二七規則一六・一部改正）

（補助執行に係る専決及び合議）

第十七条 前章の規定により事務の補助執行を命ぜられた職員（以下「補助執行職員」とい

う。)は、当該補助執行に係る事務を専決することができる。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- 一 寄附又は譲与による公有財産の取得に関する事務
  - 二 県議会の議案の作成に関する事務
  - 三 重要又は異例に属する事務
  - 四 その他知事が指定した事務
- 2 補助執行職員は、前項の規定により専決することができる事務について、その所属する職員に専決又は代決させることができる。
- 3 補助執行職員は、別に定めのあるものを除くほか、当該補助執行に係る事務で、重要なもの又は統一的な処理を必要とするものについては、知事部局の関係部課長又は会計管理者に合議しなければならない。
- 4 前項の規定により補助執行職員が合議しなければならない事務及び部課長を例示する  
とおおむね別表第三のとおりである。

(昭四四規則八三・平一三規則四六・平一九規則二六・平一九規則六六・一部改正)

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 青森県会計規則の廃止等に伴う教育委員会教育長等に対する知事の権限の一部の委任に関する規則(昭和三十九年四月青森県規則第二十五号)は、廃止する。
- 3 青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則(昭和三十九年四月青森県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和四〇年規則第七三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四〇年規則第八〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年規則第二七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年規則第三八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四四年規則第八三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年規則第二一号）

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四五年規則第七〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年規則第九六号）

この規則は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和四八年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年規則第三二号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の規定中支出負担行為及び税外諸収入金の徴収に係る部分は、昭和四十九年度分の会計に属する支出及び徴収に係る事務から適用する。

附 則（昭和五〇年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年規則第七四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年規則第六九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年規則第二三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第五号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第六六号）

この規則は、昭和六十年十一月一日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第二九号）抄

この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第一二号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第一八号）

この規則は、平成元年七月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第一三号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第一六号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年規則第二二号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第一九号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第五八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年規則第七〇号）

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第四八号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年規則第三六号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第三七号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年規則第四六号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第七九号）

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第二五号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第七号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項の改正規定（青森県総合学校教育センター条例（平成十年三月青森県条例第四号）第四条第一項の使用料の額の決定に関する事務に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第一三号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第七〇号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第三三号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は青森県営スケート場条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第五十号）の施行の日（以下「スケート場条例改正条例の施行日」という。）又は青森県武道館条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第五十一号）の施行の日（以下「武道館条例改正条例の施行日」という。）のうちいずれか早い日から、第九条第一項の改正規定（「青森県条例第一号」）の下に「第七条第二項の使用料金の額の決定及び変更の承認に関する事務並びに」を加える部分に限る。）はスケート場条例改正条例の施行日から、第九条第一項の改正規定（「青森県条例第九十三号」）の下に「第七条第二項の使用料金の額の決定及び変更の承認に関する事務並びに」を加える部分に限る。）は武道館条例改正条例の施行日から施行する。

附 則（平成一八年規則第二八号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第八六号）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第二六号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第六六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第五四号）

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第二九号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第二七号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第一一号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第一八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第三〇号）

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第一五号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一九号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第一六号）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則第一条、第二条第四項、第三条、第四条、第九条、第十五条、第十六条及び別表第二の規定は適用せず、改正前の青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則第一条、第三条、第四条、第九条、第十五条、第十六条及び別表第二の規定は、なおその効力を有する。こ

の場合において、同規則第九条第一項中「青森県総合運動公園（」とあるのは、「教育委員会の所掌する事務に係る事業を目的とする公益法人及び移行法人に関する事務、総合教育会議に関する事務、青森県総合運動公園（」とする。

附 則（平成二九年規則第一六号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第一九号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年規則第二五号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第二〇号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第九号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年規則第四二号）

この規則は、令和四年六月一日から施行する。

附 則（令和四年規則第五三号）

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和六年規則第一四号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第三条、第四条、第五条、第六条、第七条、第八条関係）

（昭四六規則九六・昭五一規則七四・昭五八規則二〇・平四規則二二・平一五規則

七・平二三規則一一・令二規則二〇・一部改正）

（集中調達物品の購入に係るものを除く。）

一 報酬

二 納料

三 職員手当等

四 共済費

五 災害補償費

六 恩給及び退職年金

七 報償費

八 旅費

九 交際費

十 需用費（消耗品費のうち、一件の予定価額が三百万円を超えるものを除く。）

十一 役務費

十二 委託料

十三 使用料及び賃借料

十四 原材料費

十五 負担費、補助及び交付金

十六 補償、補填及び賠償金

十七 公課費

別表第二（第三条、第七条、第八条関係）

（昭四四規則八三・昭五一規則七四・昭五八規則二〇・平四規則二二・平一五規則

七・平二三規則一一・平二七規則一六・一部改正）

（集中調達物品の購入に係るものを除く。）

一 工事請負費（一件の予定価格が千八百万円（警察署長については、二百万円）を超えるものを除く。）

二 公有財産購入費（一件の予定価格が千二百万円を超えるものを除く。）

三 備品購入費（一件の予定価格が二千五百万円を超えるものを除く。）

四 扶助費

五 貸付金

六 投資及び出資金

別表第三（第十七条関係）

（昭四四規則八三・追加、昭四五規則二一・昭四九規則三二・昭五一規則七四・昭

六三規則一二・平一三規則四六・平一五規則七・平一九規則二六・平二六規則一九・

令二規則二〇・令六規則一四・一部改正）

| 合議をしなければならない事務 |                                                                                  | 合議をしなければならない部課長 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 支出負担行為に関する事務   | 一 年度開始前の契約の準備行為に関する事務<br>二 工事請負費及び公有財産購入費でその財源の全部又は一部に県債を充当しているものに係る支出負担行為に関する事務 | 財政課長<br>財務部長    |

|                      |                                                                                                 |                                            |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 公有財産購入費に係る支出負担行為に関する事務</li> </ul>                      | <p>財産管理課長<br/>財務部長</p>                     |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所掌する事務に係る支出負担行為に関する事務</li> </ul> | <p>水産振興課長</p>                              |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 支出負担行為に係る訴訟に関する事務</li> </ul>                           | <p>総務文書課長<br/>総務部長</p>                     |
| 国庫支出金の交付申請に関する事務     | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 予算に計上されていない国庫支出金及び計上予算額を超える国庫支出金の交付申請に関する事務</li> </ul> | <p>財政課長<br/>財務部長</p>                       |
| 県議会の議案の作成に関する事務      | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 県議会の議案の作成に関する事務</li> </ul>                             | <p>財政課長<br/>総務文書課長<br/>財務部長<br/>総務部長</p>   |
| 寄附の受納に関する事務          | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 寄附金の受納に関する事務</li> </ul>                                | <p>財政課長<br/>財務部長</p>                       |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第二百三十八条第一項各号に掲げる財産の寄附の受納に関する事務</li> </ul>             | <p>財産管理課長<br/>財務部長</p>                     |
| 公有財産の交換及び処分に関する事務    | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 公有財産の交換及び処分に関する事務</li> </ul>                           | <p>財産管理課長<br/>財務部長</p>                     |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 公有財産の交換でその差額を金銭で補足するものに関する事務</li> </ul>                | <p>財政課長<br/>財務部長</p>                       |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 公有財産の交換及び処分に係る訴訟に関する事務</li> </ul>                      | <p>財産管理課長<br/>総務文書課長<br/>財務部長<br/>総務部長</p> |
| 職員の賠償責任に関する事務        | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 職員の賠償責任に関する事務</li> </ul>                               | <p>人事課長<br/>総務部長</p>                       |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 賠償命令に係る争訟に関する事務</li> </ul>                             | <p>総務文書課長</p>                              |
| 恩給の裁定及び恩給年額の改訂に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 恩給の裁定に関する事務</li> </ul>                                 | <p>人事課長</p>                                |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 恩給の裁定に係る争訟に関する事務</li> </ul>                            | <p>人事課長<br/>総務文書課長</p>                     |

|                   |                         |                                |      |
|-------------------|-------------------------|--------------------------------|------|
|                   |                         |                                | 総務部長 |
| 損害賠償に関する事務        | 一 損害賠償に係る和解及び額の決定に関する事務 | 財政課長<br>総務文書課長<br>財務部長<br>総務部長 |      |
|                   | 一 損害賠償に係る訴訟に関する事務       | 総務文書課長<br>総務部長                 |      |
| 褒章条例取扱手続の施行に関する事務 | 一 褒章条例取扱手続の施行に関する事務     | 総務文書課長                         |      |